



港町小学校校舎等解体撤去工事における学校施設環境改善交付金について

港町小学校校舎等解体撤去工事の一部は、文部科学省（以下「文科省」といいます。）の定める学校施設環境改善交付金事業（以下「交付金事業」といいます。）に該当するため、広島県教育委員会（以下「県教委」といいます。）を通じて所定の手続を行うことで、当該補助事業部分に対し、学校施設環境改善交付金（以下、「交付金」といいます。）が充当される予定でした。

しかしながら、交付金の申請前に事業着手をしたため、所定の手続を行うことができず、交付金が活用できなくなりました。

なお、工事のスケジュールには影響ありません。

1 交付申請予定額 49,206,000円

【参考】事業費（契約額） 287,859,000円

※ 交付金が活用できなかったことにより、交付税措置のある起債を借りることができなくなることに伴う、地方交付税への影響見込額 57,988,000円

2 原因

交付金事業の制度理解不足と、県教委への確認不足によるものです。

手続き上の確認は、随時県教委の担当者と行っていましたが、公立学校施設整備事務ハンドブック等による確認作業や回答に対しての詳細な確認を県教委に対し行えていませんでした。

3 対応

解体撤去工事を交付金事業として実施するためには、相当の時間と費用を要することから、解体撤去工事は市単独事業として実施します。

また、交付金及び交付金に対応する起債が充てられなくなった財源部分については、交付税措置のない起債を充てることとします。

なお、令和7年度から実施予定の新校舎建設工事は、交付金事業に該当することを県教委を通じて文科省に確認済みであり、交付金事業を適切に活用し、事業完了を目指します。

4 再発防止策

交付金事業の手続きは、常に複数人による確認を行っていましたが、組織として、交付金事業の理解が不十分であったことが明白になりました。

今後は、担当職員が事務を確実に遂行する意識を持つとともに、組織として交付金事業の正確な理解を深め、チェック体制を強化し、また、県教委と密に連携することで再発防止を図ります。

※ 本案件に係る補正予算を6月定例会市議会に提出します。